

行政改革審議会第1回会議 議事録要旨

日 時 平成24年11月26日(月)午前10時00分～12時00分

場 所 大会議室

出 席 審議会；木村委員、内島委員、齋藤委員、竹中委員、江原委員、池田委員、
清水委員、長澤委員、竹沢委員、茅原委員、門倉委員(欠席；富田委員)
事務局；新井企画財政部長、春山課長、伊平課長補佐、岩崎主査、福本主査、
荒川主査

- 次 第
1. 開会
 2. 市長あいさつ
 3. 委嘱状の交付
 4. 正副会長の選出
 5. 本庄市行政改革大綱の策定について(諮問)
 6. 議事
(協議事項)第1号 審議会の運営方法について
(審議事項)第1号 本庄市行政改革大綱(案)について
 7. その他
 8. 閉会

司会(春山) 本日は、皆様にはお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、企画財政部企画課長の春山と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、開会にあたりまして吉田市長よりごあいさつ申し上げます。

市長 皆様こんにちは。本日はご多忙の折にもかかわらず、また大変寒い中、本庄市行政改革審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、本庄市では、厳しい財政状況を踏まえ、これまで、平成19年度から23年度までの5か年を計画期間とした本庄市行政改革大綱及び実施計画を策定し、全庁的に各種の行政改革に取り組んできました。計画期間の終了に伴い、これからの5か年についての新たな大綱を策定する必要があり、そのための審議を皆様をお願いする次第です。

ところで、市では、まちづくりの基本方針である「本庄市総合振興計画」について、現在、後期5か年の計画を策定中であります。総合振興計画が、市の将来像を描く基本計画であるのに対し、行政改革は、厳しい財政状況における選択と集中の視点から、行政体制のあり方の見直し、財政状況の健全化等を推進する計画として位置づけられ

ます。

両計画は、いわば市の行政計画としての両輪であり、どちらかが欠けても上手く回らなくなってしまうものと私は考えております。今後皆様には是非慎重ご審議の上、大綱の策定をいただきたいと思います。長丁場になるかと思いますが、今後よろしく願います。

司会 ありがとうございます。資料の方は、のちほど不足がないか確認いたしますが、現在は、資料の一番上に置いてございます、本庄市行政改革審議会第1回会議次第に沿って会議を進めさせていただいております。

それでは、続きまして、次第の3番になりますが、本庄市行政改革審議会委員の委嘱状の交付を行わせていただきます。

(各委員、市長より順次委嘱状の交付。続いて自己紹介)

司会 次に、当審議会の会長・副会長の選出についてお諮りいたします。会長・副会長の選出は、本庄市行政改革審議会設置条例第4条第1項で、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」こととされております。

選出まで、吉田市長を座長として進めさせていただきます。

市長 それでは、会長、副会長について、自薦・他薦をお願いいたします。

(意見なし)

事務局から、意見ありますか。

司会 事務局からですが、初対面の委員の方がほとんどでございますので、ご推薦くださいと言っても難しい面があるかと存じます。よろしければ会長・副会長の選出につきましては、事務局から提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 ありがとうございます。では、前回の行政改革審議会でも会長をお務めいただきました市議会議員の木村委員に会長を、児玉商工会の江原委員に副会長を、それぞれお引き受けいただければと存じます。

市長 皆様よろしいでしょうか。では、拍手にてご承認をいただきたいと思います。

(拍手)

市長 ありがとうございます。それでは、ここで木村会長よりごあいさつをいただきたい
と思います。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

市長 続きまして、江原副会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

(副会長あいさつ)

市長 ありがとうございます。それでは、私の方は以上で座長を下させていただきます。

(「本庄市行政改革大綱の策定について(諮問)」:市長より木村会長に諮問書交付)

司会 ここで、誠に申し訳ございませんが、市長は次の会議に出席のため、退席させてい
たきます。

配布資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

次に、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、本庄市行政改
革審議会運営要領第2の規定により、会長が議長となつて行うこととなっております。

これからの議事の進行につきましては、木村会長にお願いしたいと存じます。よろ
しくお願いいたします。

議長 会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、
議事の進行をさせていただきます。会議のスムーズな運営にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずはじめに、協議事項の第1号「審
議会の運営方法について」を事務局から説明をお願いいたします。

事務局(伊平) では、第1号「審議会の運営方法について」説明させていただきます。

資料2の審議会の運営要領の第3「その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会
議に諮って定める」と規定しております。次ページ、審議会の運営について(案)で、

第2・第3、会議の公開についてでございますが、会議の公開については、原則として公開する、傍聴人の入室を認めるというものでございます。第4の会議録の調整及び会議録の公開についてですが、議事の要旨及び発言者の氏名を記載した議事録を作成し、これを皆様を確認していただいた後、インターネット上で公開するというものになっております。以上です。

議長 ただいまの、事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

(意見・質問なし)

議長 協議事項の第1号「審議会の運営について」ご異議はございませんか。ないようでしたら、資料2の3ページの表題から「(案)」を取り、決定したいと思います。

続きまして、審議事項の第1号「本庄市行政改革大綱(案)について」を事務局から説明をお願いします。

事務局(伊平) 審議事項の第1号「本庄市行政改革大綱(案)について」を説明させていただきます。資料の行政改革大綱(案)2ページ目でございますが、まず「1.行政改革の目的」として、行政改革とは、市民のニーズに的確に応え、市民にとって真に必要なサービスを最小の経費で最大の効果を挙げて提供するために、現行の施策、組織・機構、制度、運営方法全般に向かって改善していくものとなっております。

本庄市の行政改革の目的は、本庄市総合振興計画・基本構想において掲げる将来像の実現に向け、市民と協働して、現在のみならず将来の市民に大きな負担を強いることがないように、持続可能な安定した財政基盤の確立を目指し、行政改革を推進するものとなっております。

「2.これまでの行政改革」これまでは、平成19年度に合併後の本庄市において本庄市行政改革大綱を策定し、4つの重点目標のもと改革に取り組んでまいりました。

平成23年度の実施計画においては、105の取組み項目があり、80%以上の達成率に達した取組み項目数が93ございました。5か年で一定程度の達成状況を挙げた取組み項目や改善が図られたものもございましたが、厳しい財政状況の中、危機意識を持って行政改革を推進していくことが求められております。

この度、新たな行政改革大綱の策定において、市民との協働の視点から、3つの基本方針、行政改革を推進していく上での基本的な考え方でございますが、こちらを設定し、これに基づいて推進してまいります。

一つ目といたしまして、「行政サービスの質の維持・向上」、現在市民の皆様にご提供している行政サービスを、価値観の多様化、時代の変化に合わせて、量から質に転換

していくということでございます。

二つ目「行政サービスの提供方法の見直し」といたしましては、限られた人的資源や厳しい財政環境の中で、多様化する市民ニーズにお応えする行政サービスの提供方法の見直しを行うものです。民間によるサービス提供の方が望ましいと思われる事務事業については民間にゆだねていくとともに、市が保有する公共施設の活用方法等を見直していくというものです。

三つ目「健全な財政運営」といたしましては、事務事業の重点化、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、国・県支出金の有効活用などによる財政の健全化に向けた取り組みを推進し、市政の継続的発展を支える財政基盤を確立していこうというものです。

以上三つの基本方針には、それぞれ重点項目がございます。重点項目について行政改革の取り組みを進めていくわけですが、まず、「1.行政サービスの質の維持・向上」についての重点項目としては、2点ございます。

「(1)事務事業の見直し」について、これは、限られた人的・財政的資源の中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、事務事業全般について見直しを図っていく、というものでございます。

「(2)公正で透明性の高い行政経営の推進」について、市民との協働を推進していくために、市民に対して積極的に市政情報の提供を行うとともに、市民の市に対する要望をまちづくりに反映し、説明責任と透明性の向上を図り、市民から信頼される市政を目指していく、というものでございます。

「2.行政サービスの提供方法の見直し」には、4つ重点項目がございます。

「(1)組織・機構の見直し」について、時代に即した組織機構の見直しを行います。

「(2)職員の意識改革と人材育成」について、行政改革を推進していくための職員の意識改革と、幅広い視野と政策形成能力を身に付けるような人材の育成を図る、ということでございます。

「(3)公共施設等のマネジメント」について、建物、橋、下水、道路等のインフラについて効果的に活用し、将来の人口推移や公共施設のバランス等を考慮しながら適正な管理、配置に向けた計画を策定いたします。

「(4)民間活力の活用」について、事務事業や公共施設の管理については、民間の能力やノウハウを活用した方がより効果的なものについては、民間活力を活用する、というものになります。市民・事業者・行政が連携し、ともに事業を支える意識を醸成します。

最後の「3.健全な財政運営」につきましては、重点項目が4点ございます。

「(1)財政構造の見直し」について、事務事業における選択と集中の徹底、予算配分の重点化を図ることで、歳出構造の改善に取り組むというものです。

「(2)自主財源の確保」について、安定した自主財源を確保するために、企業誘致

を図ったり、市税などの収納率の向上、未利用の市有財産の有効活用により、新たな財源の確保に努めるものです。

「(3)歳出の節減合理化」について、行政が行うサービスについて、その必要性とあり方を見直し、経費の抑制を図ります。各種団体などに対する補助金等についても、費用対効果等を検証し、整理合理化を推進していくものです。

「(4)地方公営企業の健全化」について、本市では水道事業のことになりますが、この中期経営計画に基づいた事業実施により、経営基盤の強化を推進していくものです。

議長 ただいま事務局からの説明がありました。ご意見はございますでしょうか。また、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。本日は初めての会議でございますので、ざっくばらんに、積極的なご発言をお願いいたします。

一つ私の方から、23年度の本庄市の総収入、人件費、社会保障費、これらのある程度の合計を委員の皆様を示していただくと、これからの会議が進めやすくなります。交付金等は除いた数字で結構です。

事務局(春山) では、本日の「資料4.本庄市の財政状況の概要」について、説明させていただきます。

(資料に基づき説明)

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

内島委員 本日の会議次第について、審議事項第1号「本庄市行政改革大綱(案)について」の説明があったわけですが、今日、私どもが行う作業というのはどのような内容なのでしょう。

事務局(春山) 事務局といたしましては、本日市長から諮問させていただいた、大綱(案)について、委員の皆様へ審議いただき、この内容について意見をいただき、最終的に答申を頂きたい、その内容について主にやっていただきたいというように考えております。

内島委員 本日の会議でどこまで進めるのでしょうか。

事務局(春山) 本日の会議では、大綱(案)についてのご意見、ご質問等がございませ

たら、それを出していただきまして、次回の審議会においてそれを回答させていただければと考えております。誠に申し訳ありませんが、今年度内に大綱（案）について答申をいただき、前後してパブリックコメントを実施するスケジュールとなりますので、審議会の開催回数も、かなり少なくなることが想定されています。そのため、本日少しでも大綱（案）について審議を進めていただければと思っております。

内島委員 本日が初めての会議で、この審議会の進め方が、どういう形なのか、どういう内容について取り組むのか、そのあたりを委員の皆様全員がわかっていないと思います。その部分をどのようにやるのか、今日の会議ではどこまでやるのか、それを示していただきたいと思います。

事務局（春山） では、「資料3．行政改革大綱及び実施計画の策定・取組スケジュール」について、説明させていただきます。

（ 資料に基づき説明 ）

竹沢委員 昨年度の前回までの審議会の資料を頂きましたが、ただ今の説明でパブリックコメントの実施というのがありました。資料が多数ありますが、どの形にすることを考えれば良いのでしょうか。

事務局（春山） 前回（19年度～23年度）の大綱及び実施計画を配付させていただいてありますが、これにつきましては、今回、大綱についての答申をいただいた後、実施計画を庁内で作成してまいります。ですので、まずは、大綱についてのご審議をいただきたいと存じます。実施計画は、この審議会でご審議いただくのではなく、庁内の組織で検討・作成するものとなります。実施計画についても、審議会のご意見はいただきますが。

竹沢委員 そうしますと、本日配付されました大綱（案）の内容と文言がこれでよろしいか否か、ということをお話しすればよいということでしょうか。

事務局（春山） そのとおりです。

茅原委員 大綱（案）は、いわばマクロの内容であり、とりあえずこれを決めて、これに基づくミクロの部分についてはこれが承認され次第、各セクションが作成するというようなのですが、先日いただいた前回の大綱と比較しても、内容的には大きく変わるところがないと思います。内容的に、景気が良い悪いとか、そうしたものに左右される内

容ではないと思いますし、「～について高める」「～について推進する」等の記述であり、個人的には、この内容で良いのではないかと思います。

後は、職員が実際にやるのか、やらないのか、という点になるとと思いますし、この大綱（案）について、あえて審議のための時間を取るというのは、いかがなものでしょうか。

議長 大綱（案）のみを審議するというのでしょうか。大綱（案）のみを取り上げて、この内容を委員の皆様にご検討いただくということは、なかなか難しいのではないかと思います。

前回の参考資料として実施計画が配付されていますが、やはり具体的な実施計画と一体で審議するものとするべきだと思います。

事務局（春山） 大綱（案）の策定については、市長から諮問させていただいたとおり、この審議会の所掌事項でございますが、大綱に基づく実施計画の作成は、あくまで庁内の組織で行うものとなります。ただし、実施計画についても審議会のご意見はいただき、出来る限りそれを反映したものとさせていただきます。

内島委員 スケジュールを見ると、3月上旬までにパブリックコメント等も実施して、大綱を決めていくということですが、大綱というのは内容的に、目標というか表題的なものと思います。その表題を決めるのにこれだけ時間が掛るということですね。

しかし、一番大事なのは、表題でどのような書き方するかということではなく、具体的な部分で市がどのように取り組むのかという点ではないでしょうか。その点について、ごく僅かしか意見が入る余地がないということのように思えます。

事務局（春山） 本来であれば、実施計画についてもこの審議会でもっとご意見をいただけるスケジュールを取るべきですが、これまでの進行の都合上、スケジュール的にそうした期間を取ることが難しくなってしまったことは、申し訳なく存じます。

ただし、審議会の所掌事項として、年度ごとの進捗管理がございます。年度終了後に実施計画に対する各課の達成状況の報告がありますので、その報告の中で実施計画についてのご意見をいただき、修正していくこともあり得るかと思存じます。

竹沢委員 スケジュールを見ますと、審議会でも実施計画を検討する時間が少ないというよりは、全くないといってよいと思います。とすると、大綱（案）について今日の審議会でも、原案どおりで良いと決定すれば、スケジュールは繰り上げることが可能なのでしょうか。つまり、次回の会議で、実施計画の方の検討に移ることが可能となるのでしょうか。

事務局（春山） 仮にそうしたスケジュールの繰り上げが行われれば、実施計画の作成を早めることが可能になると思います。可能であれば、次回の会議で実施計画（案）をお示しし、皆様のご意見をいただくことができると存じます。

門倉委員 スケジュールは、あくまで案なので、竹沢委員がおっしゃるとおり、大綱については今日の時点でこれで決定とし、次回以降は実施計画を部分的にでも出していただいて、進捗を早めていくということではいかがでしょうか。

内島委員 確認させていただきたいのですが、このスケジュールを見ると、この審議会が取り組むべきは、あくまで大綱についてのみということではないですか。スケジュールを早めることにより、実施計画にまで取り組むということであれば、それはそれで良いと思いますが。その点を明確にさせていただきたいと思います。

事務局（春山） 審議いただくのは、あくまで大綱についてとなります。実施計画については、行政改革推進本部長である市長の取組みとなりますので、この審議会でも審議して決定していただくものではございません。しかし、大綱に基づく実施計画ですので、審議会からのご意見はいただく機会はあるというように考えております。

議長 これまでの他の審議会でも、大綱のみを検討するという事はないと思います。実施計画もやはり、議論することとすべきと思いますし、大綱（案）についてはこれで良いということにして、次回以降は実施計画について議論するという事もあり得ると思います。

事務局（春山） 本日、大綱（案）が原案どおり決定いただけるということになれば、次回会議を1月上旬に予定しておりますが、その時点で完成している部分的な実施計画だけでもお示しすることが可能かと存じます。

齋藤委員 大綱（案）は、職員が知恵を出し合っただけあって、良い内容だと思います。しかし、実施計画を審議会でも検討するののかしないのかの議論については、堂々巡りになってしまっていると思います。審議会としての結論を出してはいかがでしょうか。

議長 やはり皆様のご意見のとおり、実施計画も審議会でも議論すべきだと思います。そのために、大綱（案）はこれでよろしいかお諮りしたいと思います。

では、委員の皆様にお諮りします。大綱（案）については、原案どおり承認してよいかお諮りします。よろしいでしょうか。

(拍手)

議長 では承認されました。事務局は、大綱(案)の承認を踏まえて、次回以降よろしく
お願いいたします。

事務局(春山) 次回審議会では、それまでに取りまとめができている部分の実施計画に
ついては、出来るだけお示ししたいと考えております。スケジュール的にこうした形と
なり、申し訳ございませんでした。

(閉会あいさつ：江原副会長)

以上